

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 育児休業、介護休業等の様式等に関する規程

平成 29 年 9 月 1 日理事長決定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会育児休業、介護休業等に関する規則（以下「規則」という。）第 26 条の規定に基づき、必要な申出書、通知等の様式を定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(様式)

第 2 条 規則に規定する様式は次表のとおりとする。

様式	申出書、通知等	関係条項
様式第 1 号	育児休業申出書	第 4 条第 1 項
様式第 2 号	育児休業取扱通知書 介護休業取扱通知書	第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、 第 6 条第 5 項 第 8 条第 4 項、第 9 条第 2 項、 第 10 条第 3 項
様式第 3 号	育児休業対象児出生届 所定外労働免除対象児出生届 時間外労働制限対象児出生届 深夜業制限対象児出生届 育児短時間勤務対象児出生届	第 4 条第 3 項 第 13 条第 5 項 第 14 条第 5 項 第 15 条第 5 項 第 16 条第 4 項
様式第 4 号	育児休業申出撤回届 介護休業申出撤回届	第 5 条第 1 項 第 9 条第 1 項
様式第 5 号	育児休業期間変更申出書 介護休業期間変更申出書	第 6 条第 4 項 第 10 条第 2 項
様式第 6 号	介護休業申出書	第 8 条第 1 項
様式第 7 号	子の看護等休暇申出書 介護休暇申出書	第 11 条第 4 項 第 12 条第 4 項
様式第 8 号	所定外労働免除申出書 時間外労働制限申出書 深夜業制限申出書	第 13 条第 3 項 第 14 条第 3 項 第 15 条第 3 項
様式第 9 号	労働制限取扱通知書	第 13 条第 4 項、第 14 条第 4 項、 第 15 条第 4 項
様式第 10 号	育児短時間勤務申出書	第 16 条第 3 項
様式第 11 号	育児短時間勤務取扱通知書 介護短時間勤務取扱通知書	第 16 条第 4 項 第 17 条第 4 項
様式第 12 号	介護短時間勤務申出書	第 17 条第 3 項
様式第 13 号	出生時育児休業申出書	第 6 条の 3 第 1 項
様式第 14 号	出生時育児休業取扱通知書	第 6 条の 3 第 4 項、第 6 条の 4 第 2 項、 第 6 条の 5 第 4 項

様式第 15 号	出生時育児休業対象児出生届	第 6 条の 3 第 5 項
様式第 16 号	出生時育児休業申出撤回届	第 6 条の 4 第 1 項
様式第 17 号	出生時育児休業期間変更申出書	第 6 条の 5 第 3 項

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



	(3) 1 の子について育児休業の申出を撤回したことがありますか。	ない・ある（ 回） →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)がある場合、再度申出の理由 〔 〕
5 添付書類	出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、出生届受理証明書等請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類の写	

〔育児・介護〕休業取扱通知書

様

年 月 日

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長

あなたから 年 月 日に〔育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。育児休業、介護休業等に関する規則第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます）。

記

<p>1 休業の期間等</p>	<p>(1) 適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで休業してください。 職場復帰予定日は、年 月 日です。 (2) 申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。 (3) あなたは以下の理由により休業の対象者ではないので休業することはできません。 〔 (4) あなたが 年 月 日にした休業申出は撤回されました。 (5) (介護休業の場合のみ) 申出に係る対象家族について介護休業ができる日数はのべ 93 日です。 今回の措置により、介護休業ができる残りの回数及び日数は、( ) 回 ( ) 日になります。〕</p>
<p>2 休業期間中の取扱い等</p>	<p>(1) 休業期間中については給与を支払いません。 (2) 社会保険料及び職員共済会等の出資金並びに掛金等、あなたの負担分及び地方税（市民税、道民税）については、法人が指定した日までに法人に支払ってください。ただし、社会保険料等の被保険者負担分が免除される場合は、この限りではありません。 (3) 所属は 〃 のままとします。 (4) 毎月の給与から天引きされる返済金等がある場合は、法人と協議のうえ、返済方法を決定することとします。</p>
<p>3 休業後の労働条件</p>	<p>(1) 休業後の給与は、育児休業前の給料を下回らないものとする。 (2) 賞与については算定対象期間から休業期間を除算して計算された額を支給します。 (3) 退職手当の算定に当たっては、社会福祉施設職員等退職手当共済法並びに北海道民間社会福祉事業職員共済会の定めるところによります。 (4) 復職後は原則として 〃 で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了前に正式に決定し通知します。</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、その日に本部事務局に電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後 2 週間以内の日を法人と話し合って決定していただきます。</p>

様式第3号

〔育児休業・育児のための所定外労働免除・育児のための時間外労働制限・  
育児のための深夜業制限・育児短時間勤務〕対象児出生届

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属  
氏名

職名

印

私は、 年 月 日に行った〔育児休業の申出・所定外労働免除の申出・時間外労働制限の申出・深夜業制限の申出・育児短時間勤務の申出〕において出生していなかった〔育児休業・所定外労働免除・時間外労働制限・深夜業制限・育児短時間勤務〕に係る子が出生しましたので、育児休業、介護休業等に関する規則第4条、第13条、第14条、第15条及び第16条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 出生した子の氏名
- 2 出生の年月日
- 3 本人との続柄

様式第4号

〔育児・介護〕休業申出撤回届

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属  
氏名

職名

⑩

私は、育児休業、介護休業等に関する規則第5条及び第9条に基づき、 年 月 日に行  
った〔育児・介護〕休業の申出を撤回します。

〔育児・介護〕休業期間変更申出書

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属  
氏名

職名

印

私は、育児休業、介護休業等に関する規則第 6 条及び第 10 条に基づき、年 月 日に  
行った〔育児・介護〕休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する法人の対応	休業開始の予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。



〔子の看護等休暇・介護休暇〕 申出書

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属 職名  
氏名 氏名

印

私は、育児休業、介護休業等に関する規則第11条及び第12条に基づき、下記のとおり〔子の看護等休暇・介護休暇〕の申出をします。

記

		子の看護等休暇	介護休暇
1 申出に係る 家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日	
	(6) 介護を必要とする理由		
2 申出理由			
3 取得する日	月 日 から 月 日 (内訳: 全日× 、半日× )		
4 備考	年 月 日～ 年 月 日 (1年度)の期間において		
	育児 対象 人 日	介護 対象 人 日	
	取得済日数・時間数 日 時間	取得済日数・時間数 日 時間	
	今回申出日数・時間数 日 時間	今回申出日数・時間数 日 時間	
	残日数・残時間数 日 時間	残日数・残時間数 日 時間	

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

3については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日すべてを記入してください。

(注2) 子の看護等休暇の場合、取得できる日数は、小学校第3学年終了までの子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。

介護休暇の場合、取得できる日数は、対象となる家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。

所定外労働免除申出書  
 〔育児・介護〕のための 時間外労働制限申出書  
 深夜業制限申出書

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属 職名  
 氏名 ⑩

私は、育児休業、介護休業等に関する規則第 13 条、第 14 条及び第 15 条に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための〔所定外労働の免除・時間外労働の制限・深夜業の制限〕の申出をします。

記

		育児	介護
1 申出に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日	年 月 日	/
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日	/
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日	/
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 年 月 日 (3) 本人との続柄		
3 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 申出に係る状況	(1) 制限開始予定日の 1 箇月前に申出をしている・いない→申出が遅れた理由 { } (2) 深夜業の制限の場合、常態として 1 の子を保育又は家族を介護できる 16 歳以上の同居の親族がいる・いない		



## 育児短時間勤務申出書

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属  
氏名

職名

⑩

私は、育児休業、介護休業等に関する規則第 16 条に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

### 記

1 短時間勤務に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名	
	(2) 出産予定日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで	
4 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1箇月前に申し出ていますか。	いる・いない→申出が遅れた理由 [ ]
	(3) 1の子について短時間勤務の申出を撤回したことがありますか。	ない・ある 再度申出の理由 [ ]

〔育児・介護〕短時間勤務取扱通知書

様

年 月 日

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長

あなたから 年 月 日に〔育児・介護〕短時間勤務の申出がありました。育児休業、介護休業等に関する規則第 16 条及び第 17 条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

<p>1 短時間勤務の 期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで短時間勤務をしてください。</li> <li>・申し出た期日が遅かったので短時間勤務を 年 月 日から 年 月 日にしてください。</li> <li>・あなたは以下の理由により対象者ではないので短時間勤務をすることはできません。</li> </ul> <p style="font-size: 2em; margin-left: 1em;">〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の措置により、介護短時間勤務ができる期限は、年 月 日までで、残り（ ）回になります。</li> </ul>
<p>2 短時間勤務期 間の取扱い等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 短時間勤務中の勤務時間は次のとおりとなります。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 休憩時間（ 時 分～ 時 分（ 分））</li> <li>(2) （産後 1 年以内の女性職員の場合）上記の他、育児時間 1 日 2 回それぞれ 45 分以内の請求ができます。</li> <li>(3) 短時間勤務中は原則として所定時間外労働は行わせません。</li> <li>(4) 短時間勤務中の給与は勤務しない時間分を減額した給与を支給します。</li> <li>(5) 賞与及び退職手当の算定に当たっては、短時間勤務期間中も通常勤務をしたものとみなして計算します。</li> </ol>
<p>3 その他</p>	<p>お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に法人本部に電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後 2 週間以内の日を法人と話し合って決定していただきます。</p>





## 出生時育児休業取扱通知書

様

年 月 日

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長

あなたから 年 月 日に出生時育児休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。育児休業、介護休業等に関する規則第 6 条の 3、第 6 条の 4 及び第 6 条の 5 に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます）。

### 記

1 休業の期間等	<p>(1) 適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで休業してください。 職場復帰予定日は、年 月 日です。</p> <p>(2) 申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。</p> <p>(3) あなたは以下の理由により休業の対象者ではないので休業することはできません。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin: 10px 0;"></div> <p>(4) あなたが 年 月 日にした休業申出は撤回されました。</p>
2 休業期間中の取扱い等	<p>(1) 休業期間中については給与を支払いません。</p> <p>(2) 社会保険料及び職員共済会等の出資金並びに掛金等、あなたの負担分及び地方税（市民税、道民税）については、法人が指定した日までに法人に支払ってください。ただし、社会保険料等の被保険者負担分が免除される場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 所属は のままとします。</p> <p>(4) 毎月の給与から天引きされる返済金等がある場合は、法人と協議のうえ、返済方法を決定することとします。</p>
3 休業後の労働条件	<p>(1) 休業後の給与は、育児休業前の給料を下回らないものとする。</p> <p>(2) 賞与については算定対象期間から休業期間を除算して計算された額を支給します。</p> <p>(3) 退職手当の算定に当たっては、社会福祉施設職員等退職手当共済法並びに北海道民間社会福祉事業職員共済会の定めるところによります。</p> <p>(4) 復職後は原則として で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了前に正式に決定し通知します。</p>
4 その他	<p>(1) お子さんを養育しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、その日に本部事務局に電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後 2 週間以内の日を法人と話し合って決定していただきます。</p>

出生時育児休業対象児出生届

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属  
氏名

職名

印

私は、 年 月 日に行った出生時育児休業の申出において出生していなかった出生時育児休業に係る子が出生しましたので、育児休業、介護休業等に関する規則第 6 条の 3 に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

## 出生時育児休業申出撤回届

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 理事長 様

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属  
氏名

職名

⑩

私は、育児休業、介護休業等に関する規則第 6 条の 4 に基づき、 年 月 日に行った

出生時育児休業の申出を撤回します。

